

(表 1)

利用者階層別料金表 (一人部屋) ～併用支払い方式 100 型～

令和 6 年 8 月 1 日摘要 (単位: 円)

対象収入による階層区分 (注 1)		月額利用料金				合 計
		①管理費 (居住に要 する費用)	②事務費 (サービスの提 供に要する 費用)	③生活費	④冬 期 加算額 (11～3月)	
1	1,500,000 円以下	29,167	10,000	48,764	2,150	90,081
2	1,500,001～1,600,000 円	29,167	13,000	48,764	2,150	93,081
3	1,600,001～1,700,000 円	29,167	16,000	48,764	2,150	96,081
4	1,700,001～1,800,000 円	29,167	19,000	48,764	2,150	99,081
5	1,800,001～1,900,000 円	29,167	22,000	48,764	2,150	102,081
6	1,900,001～2,000,000 円	29,167	25,000	48,764	2,150	105,081
7	2,000,001～2,100,000 円	29,167	30,000	48,764	2,150	110,081
8	2,100,001～2,200,000 円	29,167	35,000	48,764	2,150	115,081
9	2,200,001～2,300,000 円	29,167	40,000	48,764	2,150	120,081
10	2,300,001～2,400,000 円	29,167	45,000	48,764	2,150	125,081
11	2,400,001～2,500,000 円	29,167	50,000	48,764	2,150	130,081
12	2,500,001～2,600,000 円	29,167	57,000	48,764	2,150	137,081
13	2,600,001～2,700,000 円	29,167	64,000	48,764	2,150	144,081
14	2,700,001～2,800,000 円	29,167	68,200	48,764	2,150	148,281
15	2,800,001～2,900,000 円	29,167	68,200	48,764	2,150	148,281
16	2,900,001～3,000,000 円	29,167	68,200	48,764	2,150	148,281
17	3,000,001～3,100,000 円	29,167	68,200	48,764	2,150	148,281
18	3,100,001～3,200,000 円	29,167	68,200	48,764	2,150	148,281

ただし、熊本市ケアハウス設置運営要領改正に伴い変更をいたします

管理費について

当施設では厚生労働省厚生局長通知「軽費老人ホームの利用料等に掛かる取扱指針」に従い、一定居住期間を 20 年間 (標準) と定め、その期間の管理費を 8,000,000 円と設定しています。この管理費の支払い方法として指針に定める「併用支払い方式」を採用し、次の費用を契約時に当施設が指定する口座へお振り込みをお願いします。

併用支払い方式 100 型の場合：1,000,000 円 (一時管理費)

残額を向こう 20 年間の月数で除した額が上記料金表の①管理費となります。
途中で退居される場合、一時管理費は利用期間に応じて残金を払い戻しいたします。

その計算方法は、以下の様な式で致します。

払い戻し額 = 1,000,000 円 - (4,166 円 × 利用期間月数)

(注 1) 対象収入とは前年の収入 (年金、恩給、不動産所得など) から租税、社会保険料、医療費等を控除したあとの収入をさします。

(表 2)

利用者階層別料金表 (一人部屋) ～併用支払い方式 30 型～

令和 6 年 8 月 1 日摘要 (単位: 円)

対象収入による階層区分 (注 1)		月額利用料金				合 計
		①管理費 (居住に要 する費用)	②事務費 (サービ スの提供に要 する費用)	③生活費	④冬 期 加算額 (11～3月)	
1	1,500,000 円以下	32,084	10,000	48,764	2,150	92,998
2	1,500,001～1,600,000 円	32,084	13,000	48,764	2,150	95,998
3	1,600,001～1,700,000 円	32,084	16,000	48,764	2,150	98,998
4	1,700,001～1,800,000 円	32,084	19,000	48,764	2,150	101,998
5	1,800,001～1,900,000 円	32,084	22,000	48,764	2,150	104,998
6	1,900,001～2,000,000 円	32,084	25,000	48,764	2,150	107,998
7	2,000,001～2,100,000 円	32,084	30,000	48,764	2,150	112,998
8	2,100,001～2,200,000 円	32,084	35,000	48,764	2,150	117,998
9	2,200,001～2,300,000 円	32,084	40,000	48,764	2,150	122,998
10	2,300,001～2,400,000 円	32,084	45,000	48,764	2,150	127,998
11	2,400,001～2,500,000 円	32,084	50,000	48,764	2,150	132,998
12	2,500,001～2,600,000 円	32,084	57,000	48,764	2,150	139,998
13	2,600,001～2,700,000 円	32,084	64,000	48,764	2,150	146,998
14	2,700,001～2,800,000 円	32,084	68,200	48,764	2,150	151,198
15	2,800,001～2,900,000 円	32,084	68,200	48,764	2,150	151,198
16	2,900,001～3,000,000 円	32,084	68,200	48,764	2,150	151,198
17	3,000,001～3,100,000 円	32,084	68,200	48,764	2,150	151,198
18	3,100,001～3,200,000 円	32,084	68,200	48,764	2,150	151,198

ただし、熊本市ケアハウス設置運営要領改正に伴い変更をいたします

管理費について

当施設では厚生労働省厚生局長通知「軽費老人ホームの利用料等に掛かる取扱指針」に従い、一定居住期間を 20 年間 (標準) と定め、その期間の管理費を 8,000,000 円と設定しています。この管理費の支払い方法として指針に定める「併用支払い方式」を採用し、次の費用を契約時に当施設が指定する口座へお振り込みをお願いします。

併用支払い方式 30 型の場合：300,000 円 (一時管理費)

残額を向こう 20 年間の月数で除した額が上記料金表の①管理費となります。
途中で退居される場合、一時管理費は利用期間に応じて残金を払い戻しいたします。
その計算方法は、以下の様な式で致します。

$$\text{払い戻し額} = 300,000 \text{ 円} - (1,250 \text{ 円} \times \text{利用期間月数})$$

(注 1) 対象収入とは前年の収入 (年金、恩給、不動産所得など) から租税、社会保険料、医療費等を控除したあとの収入をさします。

(表 3)

利用者階層別料金表 (二人部屋) ～併用支払い方式 175 型～

令和 6 年 8 月 1 日摘要 (単位: 円)

対象収入による階層区分 (注 1)		月額利用料金				合 計
		①管理費 (居住に要 する費用)	②事務費 (サービ スの提供に要 する費用)	③生活費	④冬 期 加算額 (11～3月)	
1	1,500,000 円以下	25,521	10,000	48,764	2,150	86,435
1'	1,500,000 円以下 (夫婦)	25,521	7,000	48,764	2,150	83,435
2	1,500,001～1,600,000 円	25,521	13,000	48,764	2,150	89,435
3	1,600,001～1,700,000 円	25,521	16,000	48,764	2,150	92,435
4	1,700,001～1,800,000 円	25,521	19,000	48,764	2,150	95,435
5	1,800,001～1,900,000 円	25,521	22,000	48,764	2,150	98,435
6	1,900,001～2,000,000 円	25,521	25,000	48,764	2,150	101,435
7	2,000,001～2,100,000 円	25,521	30,000	48,764	2,150	106,435
8	2,100,001～2,200,000 円	25,521	35,000	48,764	2,150	111,435
9	2,200,001～2,300,000 円	25,521	40,000	48,764	2,150	116,435
10	2,300,001～2,400,000 円	25,521	45,000	48,764	2,150	121,435
11	2,400,001～2,500,000 円	25,521	50,000	48,764	2,150	126,435
12	2,500,001～2,600,000 円	25,521	57,000	48,764	2,150	133,435
13	2,600,001～2,700,000 円	25,521	64,000	48,764	2,150	140,435
14	2,700,001～2,800,000 円	25,521	68,200	48,764	2,150	144,635
15	2,800,001～2,900,000 円	25,521	68,200	48,764	2,150	144,635
16	2,900,001～3,000,000 円	25,521	68,200	48,764	2,150	144,635
17	3,000,001～3,100,000 円	25,521	68,200	48,764	2,150	144,635
18	3,100,001～3,200,000 円	25,521	68,200	48,764	2,150	144,635

ただし、熊本市ケアハウス設置運営要領改正に伴い変更をいたします

管理費について

当施設では厚生労働省厚生局長通知「軽費老人ホームの利用料等に掛かる取扱指針」に従い、一定居住期間を 20 年間 (標準) と定め、その期間の管理費を二人分で 14,000,000 円と設定しています。この管理費の支払い方法として指針に定める「併用支払い方式」を採用し、次の費用を契約時に当施設が指定する口座へお振り込みをお願いします。

併用支払い方式 175 型の場合：1,750,000 円／二人分 (一時管理費)

残額を向こう 20 年間の月数で除した額が、上記料金表の一人当たりの①管理費となります。途中で退居される場合、一時管理費は利用期間に応じて残金を払い戻しいたします。

その計算方法は、以下の様な式で致します。

払い戻し額 = 1,750,000 円 - (3,645 円 × 二人 × 利用期間月数)

(注 1) 対象収入とは前年の収入 (年金、恩給、不動産所得など) から租税、社会保険料、医療費等を控除したあとの収入をさします。

(表 4)

利用者階層別料金表 (二人部屋) ～併用支払い方式 50 型～

令和 6 年 8 月 1 日摘要 (単位: 円)

対象収入による階層区分 (注 1)		月額利用料金				合 計
		①管理費 (居住に要 する費用)	②事務費 (サービス の提供に要 する費用)	③生活費	④冬 期 加算額 (11～3月)	
1	1,500,000 円以下	28,125	10,000	48,764	2,150	89,039
1'	1,500,000 円以下 (夫婦)	28,125	7,000	48,764	2,150	86,039
2	1,500,001～1,600,000 円	28,125	13,000	48,764	2,150	92,039
3	1,600,001～1,700,000 円	28,125	16,000	48,764	2,150	95,039
4	1,700,001～1,800,000 円	28,125	19,000	48,764	2,150	98,039
5	1,800,001～1,900,000 円	28,125	22,000	48,764	2,150	101,039
6	1,900,001～2,000,000 円	28,125	25,000	48,764	2,150	104,039
7	2,000,001～2,100,000 円	28,125	30,000	48,764	2,150	109,039
8	2,100,001～2,200,000 円	28,125	35,000	48,764	2,150	114,039
9	2,200,001～2,300,000 円	28,125	40,000	48,764	2,150	119,039
10	2,300,001～2,400,000 円	28,125	45,000	48,764	2,150	124,039
11	2,400,001～2,500,000 円	28,125	50,000	48,764	2,150	129,039
12	2,500,001～2,600,000 円	28,125	57,000	48,764	2,150	136,039
13	2,600,001～2,700,000 円	28,125	64,000	48,764	2,150	143,039
14	2,700,001～2,800,000 円	28,125	68,200	48,764	2,150	147,239
15	2,800,001～2,900,000 円	28,125	68,200	48,764	2,150	147,239
16	2,900,001～3,000,000 円	28,125	68,200	48,764	2,150	147,239
17	3,000,001～3,100,000 円	28,125	68,200	48,764	2,150	147,239
18	3,100,001～3,200,000 円	28,125	68,200	48,764	2,150	147,239

ただし、熊本市ケアハウス設置運営要領改正に伴い変更をいたします

管理費について

当施設では厚生労働省厚生局長通知「軽費老人ホームの利用料等に掛かる取扱指針」に従い、一定居住期間を 20 年間 (標準) と定め、その期間の管理費を二人分で 14,000,000 円と設定しています。この管理費の支払い方法として指針に定める「併用支払い方式」を採用し、次の費用を契約時に当施設が指定する口座へお振り込みをお願いします。

併用支払い方式 175 型の場合：500,000 円／二人分 (一時管理費)

残額を向こう 20 年間の月数で除した額が、上記料金表の一人当たりの①管理費となります。途中で退居される場合、一時管理費は利用期間に応じて残金を払い戻しいたします。

その計算方法は、以下の様な式で致します。

払い戻し額 = 500,000 円 - (1,041 円 × 二人 × 利用期間月数)

(注 1) 対象収入とは前年の収入 (年金、恩給、不動産所得など) から租税、社会保険料、医療費等を控除したあとの収入をさします。